空き家等を活用した活動・交流拠点認定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域住民が空き家等を活用し、地域コミュニティの再生・活性化に資する活動を実施している場合に、活用されている家屋等を活動・交流拠点として認定し、当該活動が継続した取組となるよう支援することに関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　町内会・自治会　一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（連合町内会等連合組織を含む。）をいう。

⑵　地区・学区社会福祉協議会　地域福祉の推進を目的とし、小学校の通学区域を基本として組織された団体をいう。

⑶　ひろしまＬＭＯ　広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例に基づき本市が指定した指定地域共同活動団体をいう。

⑷　活動範囲　町内会・自治会においては第１号に規定する一定の区域をいう。地区・学区社会福祉協議会及びひろしまＬＭＯにおいては活動を行っている小学校区を基準とした範囲をいう。

⑸　空き家等　建築物（区分所有に係る家屋の一の専有部分を含む。）又はこれに附属する工作物であって、その全部について、現に活動・交流拠点としての使用以外の居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。

⑹　地域住民　町内会・自治会、地区・学区社会福祉協議会又はひろしまＬＭＯの活動範囲内に住所を有する者をいう。

⑺　活動・交流拠点　地域コミュニティの再生・活性化に資する地域住民による地域活動や地域住民間の交流の場となる地域の拠点をいう。

（認定申請団体）

第３条　認定申請団体は、町内会・自治会、地区・学区社会福祉協議会又はひろしまＬＭＯ（以下「町内会等」という。）とする。ただし、町内会・自治会については、次の全てに該当している場合に限る。

⑴　町内会・自治会として区役所市民部地域起こし推進課に届け出ていること。

⑵　おおむね３０以上の世帯により構成された町内会・自治会である、又は自然条件等により他の地区との交流が図りにくく、世帯の増加が見込めないため、特に認定の対象とする必要があると認められる３０未満の世帯で構成された町内会・自治会であること。

⑶　町内会・自治会としての活動を行っていること。

（認定要件）

第４条　活動・交流拠点の認定の要件は、次の各号のとおりとする。

⑴　活動・交流拠点として活用する空き家等は、次の全てに該当すること。

ア　空き家等の全部について、活動・交流拠点としての使用以外の居住その他の使用がなされていないこと。

イ　認定を受けようとする町内会等が、空き家等の全部について、所有し、又は所有者と契約期間が１年以上（自動更新は可能）の使用貸借契約を締結していること。

ウ　床面積がおおむね３０平方メートル以上であること。
エ　認定を受けようとする町内会等の活動範囲内に所在すること。

⑵　空き家等における活動は、申請日が属する年の１月１日から申請日までの間（新規の申請については申請日の前１か月以上の間）、次の全ての要件を満たしていること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。
ア　地域住民の誰もが利用可能であること。
イ　月４回以上使用されていること。
ウ　１月当たり延べ５０人以上の利用があること。

⑶　空き家等における活動は、次のいずれにも該当しないこと。
ア　営利を目的とする事業
イ　特定の個人や事業者、政党、宗教を利する事業
ウ　その他市長が適当でないと認める事業

⑷　認定の申請について、認定を受けようとする町内会等の総会や役員会により決定していること。

（申請）

第５条　活動・交流拠点の認定を受けようとする町内会等は、市長が別に定める期間内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

⑴　活動・交流拠点認定申請書（様式第１号）
⑵　空き家等の家屋及び土地の全部事項証明書
⑶　空き家等の平面図（各部屋の利用状況を記入したもの）
⑷　空き家等の使用貸借契約書のコピー又は町内会等が空き家等を所有していることが分かる書類
⑸　活動・交流拠点の利用記録簿など空き家等における活動状況が分かる書類
⑹　申請を町内会等の総会や役員会により決定したことを証する書類
⑺　その他市長が必要と認める書類

（実態調査）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、実態調査を行い、第４条各号に規定する要件を満たしているかどうかを確認するものとする。

（認定等）

第７条　市長は、前条の実態調査の結果、第４条各号に規定する要件を満たしていると認めるときは、申請に係る空き家等を活動・交流拠点として認定するものとする。

２　市長は、前項の認定（以下「認定」という。）をしたときは、町内会等に対し、所定の認定書を交付するものとする。（様式第２号）

３　市長は、認定をしたときは、認定した町内会等の名称及び空き家等の所在地等を市ホームページに掲載するとともに、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言を行うものとする。

４　市長は、認定した空き家等に係る固定資産税及び都市計画税について、市税条例に基づき減免する。

５　市長は、認定をしないときは、その旨を町内会等に通知するものとする。（様式第３号）

（認定期間及び再認定）

第８条　認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、申請日の属する年の翌年の１月１日から１２月３１日までとする。

２　前項の認定期間が満了となる場合に、再認定を受けようとする町内会等は、第５条の申請を行うものとする。
３　前２条及び第１項の規定は、前項の場合について準用する。

（活動状況報告）
第９条　認定を受けた町内会等（以下「認定団体」という。）は、７月１０日までに、当該７月１０日の属する年の１月から６月までの、当該認定を受けた空き家等を活用した活動状況について、市長に報告しなければならない。（様式第４号）
２　認定団体は、活動・交流拠点の利用記録簿等を備え、認定を受けた空き家等の活用状況を記録しなければならない。

（活動状況調査）
第１０条　市長は、認定した空き家等について、７月に活動状況調査を行い、第４条第２号のアからウまでの要件を満たす活動が引き続き行われているかどうかを確認するものとする。

（認定の取消し）
第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。
⑴　第４条各号のいずれかの要件が満たされなくなったとき。
⑵　認定団体が第９条第１項に定める報告をしないとき。
⑶　虚偽の申請により認定を受けたとき。
⑷　その他本制度に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。
２　市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、理由を付して、その旨を当該認定を受けていた町内会等に通知するものとする。（様式第５号）
３　第１項の規定により認定の取消しを受けた町内会等は、その取消しをした日から、１年を経過しなければ、新規の申請をすることができない。
４　市長は、第１項第３号に該当することにより認定を取り消す場合は、当該認定をした日に遡って取り消すことができる。

（届出）
第１２条　認定団体は、認定を受けた空き家等を活動・交流拠点として活用しなくなった場合は、速やかに市長に届け出るものとする。（様式第６号）

（その他）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２７年１１月２日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年１１月４日から施行する。